○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字引治字オシカヲ二〇四九の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字神原字振顔野一二三一、一二三二の一から一二三二の三まで、字大障子一六二〇の一・直入町大字長湯字西河内山五四六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字振顔野一二三一、一二三二の一から一二三二の三まで、字西河内山五四六三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字倉木字下之原一四七三、一四七四、一四七五の三、一五〇三の五・字小野一七一四・一七五九の一・一七六三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、大字中角字園頭九二四、九二六、九二七、字日平九四九、九四七・九五〇・九五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、直入町大字上田北字中園一一九二、一一九三、直入町大字長湯字小久保九六八一の二・九六八一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下之原一四七三、一四七四、一四七五の三、一五〇三の五、字小野一七一四、一七五九の一、一七六三、字日平九四七・九五一・字中園一一九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字小久保九六八一の二、九六八一の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町守実字橋本六一七、六一八の二、六二〇、字辻ノ上三五七六、三五七八、三五八二の一、三五八二の二、三五八二の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町小屋川字松株三二二の一から三二二の三まで、字マキノヲ一六三一の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字道迫三三七四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町野畑字向畑二三二〇、二三二一の一、二三二一の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）